

2000年8月29日

公明党
代表 神崎武法 様

アルコール問題全国市民協会(ASK)

代表 今成 知美

〒103-0007 中央区日本橋浜町 3-19-3 ソクノ21ビル

Tel 03-3249-2551 Fax 03-3249-2553



未成年者の飲酒防止についての要望書

私たちは、酒類の販売について何の社会規制もない日本で、経済規制の緩和だけがどんどん進んでいく事態を案じています。

酒類は致酔性・依存性をもち、健康被害や社会問題を引き起こす一面をもっているため、未成年者への販売は禁じられている飲料で、一般の商品とはまったく異なります。酒類の販売は、便利でありすぎてはいけません。世界中の国々が厳しい枠組みをもっているのはそのためです。

21世紀の日本に必要なのは、きちんとした酒類の管理、社会規制です。それがあってこそ、予防教育が効果をあげるのです。現状のままでは、「未成年者は飲むな」と言っても、子どもたちは納得しないでしょう。そこで、別紙の申し入れを先月28日に関連省庁・関連団体に行ないました。

現在、未成年者飲酒禁止法や酒税法を議員立法で改正することで、最低限の社会規制を整えようという動きがあると聞きます。

今こそ、大人たちが本気だということ子ども達に示すときです。議員立法によって、世界に向けても恥ずかしくない社会規制を打ち立てていただきたいと思います。

そこで、酒類の販売に関する法律改正につきましては、以下の点をぜひご検討いただきたく、ここに申し入れます。

- ① 未成年者飲酒禁止法の内容の改正と罰則強化
 - 未成年者に販売してはいけないという端的な内容とする
 - 違反者への50万円以上の罰金
 - 酒税法との組み合わせで、営業停止・免許取り消しなどの行政処分を組み込む
- ② 対面責任販売の徹底
 - 現行の酒類自動販売機の完全撤廃
 - 酒類管理販売責任者への研修義務
 - 未成年者販売員を認めない
- ③ 深夜早朝販売の規制
- ④ 不当廉売への規制

酒類小売業免許に係る需給調整規制の緩和に関する三党合意

平成12年8月29日

自由民主党
公明党
保守党

1. 本年3月、与党三党は、規制緩和推進3か年計画に基づく、「酒類小売免許の距離基準、人口基準の見直しについては、その前提条件である不当廉売の防止対策の強化等公正取引環境の整備、並びに対面販売の励行の徹底等社会的規制の実施の方向を確認の上で行うものとする」と合意した。

1. これまでの検討の結果、緩和措置の実施にあたっては、政府及び与党において、以下の措置をとるべきとの認識で一致した。

(1) 政府関係省庁連絡協議会による検討結果の速やか、かつ、徹底した実施を図ること。

(2) 未成年者飲酒禁止法の罰則強化及び酒税法の免許取消事由の追加について、与党内で協議し、成案を得た上、次期国会において法改正を行うこと。

(3) 酒類の不当廉売の防止等不公正な販売方法の排除に関し、9月中にガイドライン等基準の明確化を行うこと。

1. 以上の状況にかんがみ、規制緩和推進3か年計画に基づく、酒類小売免許に係る距離基準について本年9月1日をもって廃止するとの措置は、平成13年1月1日から実施するよう、これを延長することとする。

1. 政府においては、与党合意を尊重し、上記措置を確実に実施するよう強く要望する。